

## 【 検 査 】

259 I g G<sub>4</sub>の算定について

《令和6年7月31日》  
《令和8年6月1日更新》

## ○ 取扱い

- ① 次の傷病名に対するD014「40」 I g G<sub>4</sub>の算定は、原則として認められる。
  - (1) ミクリッツ病
  - (2) 自己免疫性膵炎
  - (3) 後腹膜線維症
  - (4) リーデル甲状腺炎
  - (5) キュットネル腫瘍
  - (6) I g G<sub>4</sub>関連疾患のみ
- ② 治療中（ステロイド投与初期）のD014「40」 I g G<sub>4</sub>の連月の算定は原則として認められる。
- ③ 経過観察時のD014「40」 I g G<sub>4</sub>の算定は、原則として3か月に1回認められる。
- ④ 次の傷病名に対するD014「40」 I g G<sub>4</sub>の算定は、原則として認められない。
  - (1) 胆嚢炎
  - (2) 腎臓病
  - (3) 肺炎
  - (4) 肝疾患
  - (5) 後腹膜炎
  - (6) 硬膜炎

## ○ 取扱いを作成した根拠等

I g G<sub>4</sub>は、免疫グロブリンG（I g G）の4種のサブクラスの1種で、I g G<sub>4</sub>関連疾患で高値を示す。

①に掲げる傷病名（ミクリッツ病、自己免疫性膵炎、後腹膜線維症、リーデル甲状腺炎、キュットネル腫瘍）は、いずれもI g G<sub>4</sub>関連疾患であり、高I g G<sub>4</sub>血症が診断基準の一つとされている。

以上のことから、ミクリッツ病、自己免疫性膵炎、後腹膜線維症、リーデル甲状腺炎、キュットネル腫瘍、I g G<sub>4</sub>関連疾患のみに対する当該検査の算定は、原則として認められると判断した。

一方、④に掲げる傷病名（胆嚢炎、腎臓病、肺炎、肝疾患、後腹膜炎、硬膜

炎)では、I g G<sub>4</sub>関連疾患に特異的な変動が見られないことより、これらの傷病名に対する算定は原則として認められないと判断した。

なお、I g G<sub>4</sub>関連疾患に対してはステロイド投与が有効であることより、ステロイド投与開始初期における、当該検査の連月の算定は原則として認められるが、病状が安定した各疾患の経過観察期間は、3 か月に 1 回の当該検査が妥当と判断される。